

県外で受ける定期予防接種について（ご案内）

やむを得ない事情で県外の医療機関で接種を受ける場合、柏崎市に申請していただくと「**予防接種実施依頼書**」を発行します。医療機関に「**予防接種実施依頼書**」を提出したうえで接種（有料）すると、『柏崎市が実施する定期予防接種』として認められ、万が一健康被害が生じた場合の補償を受けることができます。

また、接種後柏崎市に申請することで、接種費用が還付されます。（上限額あり）

（予防接種実施依頼書の発行を受けていない場合は、補償・還付制度の対象にはなりません。）

■ やむを得ない事情とは？

- 里帰り出産後長期にわたり県外のご実家に滞在する場合
- 病気の治療や検査のため県外に長期に滞在する場合
※冬期間やお盆・年末年始などの長期休暇にあわせての滞在は含めません。
- 県外の進学先等で子宮頸がん予防ワクチンや日本脳炎の接種を希望する場合等
※キャッチアップ接種対象者は、令和 7（2025）年 3 月 31 日までの接種に限ります。



■ 手続きの手順

- ① 県外医療機関で接種を希望することを申し出る（電話または窓口）。
- ② 「**予防接種実施依頼書交付申請書**」を子育て支援課家庭支援係へ提出（郵送可）。
* 申請書は窓口に取りに来ていただくか市ホームページからダウンロードしてください。
- ③ 子育て支援課家庭支援係から郵送された「**予防接種実施依頼書**」を医療機関に持参し、接種を受ける。（依頼書の有効期限は交付日から 3 か月以内です。）
- ④ 接種費用は全額自己負担で支払い、領収書および診療明細書を保管しておく。
- ⑤ 接種後 6 か月以内に、③と一緒に郵送した「**予防接種費用償還払申請書**」を子育て支援課家庭支援係へ提出（郵送可）。

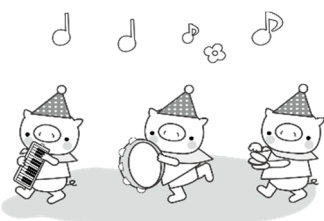
* 申請書は窓口に取りに来ていただくか市ホームページからダウンロードしてください。

■ 申請時の持ち物

母子健康手帳または予診票、医療機関が発行した領収書および診療明細書
振込先通帳またはキャッシュカード

■ 支払方法・金額

申請翌月の 20 日に、柏崎市の予防接種業務委託料（接種を実施した日の属する年度の委託料額）を上限に口座に振込みます。



市ホームページ

お問い合わせは・・・

柏崎市子育て支援課家庭支援係 【元気館内】

〒945-0061 柏崎市栄町 18 番 26 号

T E L : 0257-20-4215 F A X : 0257-20-4201